

せたがやシニアボランティア活動に参加してみませんか

介護保険施設等でボランティア活動を行った方にポイントを交付し、実績に応じて介護保険料負担軽減資金(年間上限1万2000円)を支給します。

- 活動を始めするには研修の受講が必要です
- 対区内在住の65歳以上(介護保険第1号被保険者)でこの研修を一度も受けたことのない方
- 日①10月16日(金)②11月25日(水)いずれも午後1時30分～4時(いずれも同内容)
- 場①玉川せせらぎホール集会室②世田谷区福祉人材育成・研修センター
- 申区HPからオンライン手続き、問へ電話・FAX(記入例3面。年齢、希望日も明記)
- ①9月25日②10月30日まで 先着各40人

問セタがやコール
区HPQ 1013

障害のある方へ 自動車燃料費を助成します

令和8年度(2026年度)上半期分(4～9月分)の交付申請を受け付けています。
限度額／1万3800円

- 他助成を受けるには、お住まいの地域の総合支所保健福祉課で、助成資格認定の申請手続きが必要です。そのほか対象の要件や申請に必要なものなど詳しくは、お問い合わせください。
- 申障害者地域生活課へ領収書(助成対象期間内に限る)を添付した申請書を郵送・持参10月9日(消印)まで ※LINE申請も可。詳しくは区HPをご覧ください。
- 問総合支所保健福祉課(後記☎・FAX「障害のある方への手当」参照) 区HPQ 25016

ひまわり荘 障害者 パソコン教室

- 対区内在住で障害者手帳等をお持ちの方
- 日10月～令和9年(2027年)3月の毎週①火曜(基礎コース)②金曜(テーマ別選択応用コース)③木曜(視覚障害者向け)いずれも午前10時30分～午後0時30分または午後1時30分～3時30分
- 場障害者休養ホームひまわり荘
- 費教材費実費
- 他9月22日(休)午前10時45分～正午に抽選・説明会あり(要参加)。
- 申問へ電話・FAX(記入例3面。①～③の別、時

間も明記) 9月18日午後4時まで 抽選①②各5人③各2人 ※抽選結果は全申込者に通知。
問NPO法人ウィーキャン世田谷 ☎・FAX6413-0705

相談してみませんか

聞こえに不安のある方のスマホ相談会
①基礎②応用

対都内在住の方で、聞こえに不安のある方(難聴・聴覚障害者等)とその介助者

日①10月7日(水)②10月29日(木)いずれも午前9時30分～午後0時30分

場保健医療福祉総合プラザ

他要約筆記あり。各回で内容は異なりますが、一部日程のみの参加も可。

申東京都アクセシビリティ向上支援事業ホームページ(二次元コード)から専用フォーム、同事業コールセンター(☎03-6868-8990 FAX03-4496-4382)へ電話・申込書(ホームページにあり)をFAX9月25日(必着)まで 抽選各6人 ※抽選結果は全申込者に通知。



問障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021

障害のある方への手当

- 1心身障害者福祉手当(区制度)
- 対表の障害程度に当てはまる方

障害程度	手当(月額)
・身体障害者手帳1・2級 ・愛の手帳1～3度 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方や20歳未満の方は1500円。
・身体障害者手帳3級 ・愛の手帳4度	9000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。
難病および小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当している方 ※心身障害者福祉手当の対象疾病は、区HPをご覧ください。	1万5000円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は受給できません。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止・廃止となります。
難病および小児慢性特定疾病医療費助成の受給者で、心身障害者福祉手当の対象疾病に該当しており、かつ次のいずれかに当てはまる方 ・身体障害者手帳1～3級 ・愛の手帳1～4度 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・脳性麻痺 ・進行性筋萎縮症	1万6500円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は1500円。 ※医療証の有効期限が切れた場合、手当は支給停止・廃止となります。
精神障害者保健福祉手帳1級	1万円 ※児童育成手当(障害手当)を受給中の方は受給できません。

※65歳以上の方の新規申請は原則不可。本人(20歳未満の場合は保護者)の年間所得が基準額を超える方は当該年度の支給を停止します。
申請(受給)ができない方／施設に入所中の方

- 2特別障害者手当(国制度)

対精神または身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
※本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。
手当／月額3万450円
申請(受給)ができない方／施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院をしている方

- 3障害児福祉手当(国制度)

対精神または身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
※本人または扶養義務者の所得が基準額を超える方は、当該年度の支給を停止します。
手当／月額1万6560円
申請(受給)ができない方／施設に入所中の方、障害を理由とする公的年金を受けている方

- 4重度心身障害者手当(都制度)

対重度の障害があるため、日常生活に常時複雑な介護を必要とし、次のいずれかに当てはまる方 ※65歳以上の方の新規申請は原則不可。
①重度の知的障害で著しい精神症状がある
②重度の知的障害と身体障害1・2級に相当する身体障害が重複している
③四肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な身体障害がある
手当／月額6万円
申請(受給)ができない方／施設に入所中の方、病院等に3か月を超えて継続して入院している方、本人(20歳未満の場合は保護者)の所得が基準額を超える方

- 共通事項
- 他対象など詳しくは、区HPや障害者のしおり(区HPQ 2501 にあり)をご覧ください。
- 問障害施策推進課 ☎5432-2388 FAX5432-3021、総合支所保健福祉課(世田谷☎5432-2865 FAX5432-3049、北沢☎6804-8727 FAX6804-8813、玉川☎3702-2092 FAX5707-2661、砧☎3482-8198 FAX3482-1796、烏山☎3326-6115 FAX3326-6154)
- 1区HPQ 2692 23区HPQ 2693 4区HPQ 2694

NEW 10月から開始 シニア健康度測定

新たにフレイルチェック、聴力検査や脳の健康チェックを実施し、結果をもとに個別アドバイスをを行います。

1日目(一次測定) 火曜午前

尿・血液検査、胸部エックス線、眼底撮影、呼吸機能、視力測定、聴力検査、身体計測(体成分分析測定)、健康調査票の聞きとり(活動量・食事・フレイルチェック等)

2日目(二次測定) 木曜午前・午後

診察・血圧測定、安静心電図、体力測定(歩行姿勢評価等)、脳の健康チェック、医師による結果説明、個別アドバイス(栄養・運動・休養)

対区内在住の65歳以上

場保健センター(松原6-37-10)

費5000円

申問へ電話・FAX(記入例3面。性別、生年月日も明記)



時間など詳しくは、ホームページへ▶

問保健センター ☎6265-7463 FAX6265-7429

高齢者クラブに参加しませんか

内容／健康体操、輪投げ、歩行会、健康麻雀、カラオケ、コーラス、清掃活動等

費月額200円程度(会費)
※内容により別途参加費あり。



問市民活動推進課 ☎6304-3176 FAX6304-3597
区HPQ 1010